# 平成28年度　行方市職員採用試験

総務課　人事グループ（麻生庁舎）
☎0299（72）0811

平成28年度行方市職員採用試験を次のとおり行いますので、お知らせします。

## ■試験区分および採用予定人員

| 試験区分 | 採用予定人員 | 学歴区分 | 受験資格 |
|---|---|---|---|
| 一般事務<br>※試験区分は、大学卒等と短大・高校卒等に分かれます。 | 7名程度 | A<br>大学卒等 | 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人、または平成29年3月31日までに卒業見込みの人 |
| | | B<br>短大・高校卒等 | 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校もしくは短期大学を卒業した人、または平成29年3月31日までに卒業見込みの人 |
| 保健師 | 1名程度 | A・B | 昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を取得した人、または平成29年3月31日までに取得見込みの人 |
| 社会福祉士 | 1名程度 | A・B | 昭和61年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を取得した人、または平成29年3月31日までに取得見込みの人 |
| 幼稚園教諭 | 1名程度 | A・B | 昭和61年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭の資格を取得した人、または平成29年3月31日までに取得見込みの人 |

上記の受験資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

ア　日本国籍を有しない人
イ　成年被後見人または被保佐人
ウ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
エ　本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
オ　日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

## ■試験日

【第1次試験】
教養試験（論文・作文を含む）・職場適応性検査
9月18日（日）

【第2次試験】
集団討論試験・面接試験
11月5日（土）・6日（日）
▽会場　北浦公民館（行方市山田2175）

## ■受付期間

7月1日（金）～7月29日（金）

## ■申込書の請求方法

市のホームページから所定の用紙をダウンロードするか、市総務部総務課人事グループに請求してください。

郵便で請求する場合は封筒の表に（職員採用試験申込書請求）と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封してください。

なお、申込書は、北浦庁舎総合窓口室、玉造庁舎総合窓口課にも配置してあります。

## ■資料請求・問い合わせ

行方市総務部総務課人事グループ
〒311-3892
行方市麻生1561番地の9
☎0299（72）0811

※試験案内は行方市ホームページ（http://www.city.namegata.ibaraki.jp/）からもご覧いただけます。

# 第 24 回参議院議員通常選挙のお知らせ

## 投 票 日：7月 10 日（日）

**投票時間（投票日当日）：午前７時から午後６時まで**

**■投票所**

投票日当日は、あらかじめ指定された投票所以外では投票できません。投票に行く際には、入場券に記載された投票所を必ずご確認ください。

**【注意】**今回の選挙から小高投票区の投票所が変更となります。

＜変更となる投票所＞　旧小高小学校体育館　→　行方市麻生運動場体育館（南 269-1）

**■投票用紙の記入方法**

・茨城県選挙区選出議員選挙　・・・「候補者１人の氏名」を記入

・比例代表選出議員選挙　・・・「政党等の名簿に登載されている候補者１人の氏名」または「政党等の名称（略称含む）」を記入

**■期日前投票**

仕事や旅行で投票日当日に行けない方は、期日前投票をご利用ください

◇期　　間：７月９日（土）まで

◇時　　間：午前８時 30 分から午後８時まで

◇場　　所：行方市役所各庁舎（麻生庁舎ロビー／北浦庁舎第４会議室／玉造庁舎ロビー）

**■開　　票**

◇日　　時：７月 10 日（日）午後８時～

◇場　　所：行方市立北浦中学校体育館

◇臨時電話：0291-35-3866

※選挙開票結果については、行方市公式ホームページ（http://www.city.namegata.ibaraki.jp）でもお知らせします。

**【問い合わせ】**行方市選挙管理委員会（麻生庁舎　総務課内）☎ 0299-72-0811

## 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙のお知らせ

選挙管理委員会（麻生庁舎総務課内）☎０２９９（７２）０８１１

任期満了に伴う霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会一般選挙が行われます。

**■投票日**

８月３日（水）
午前８時30分～午後４時
行方市役所各庁舎

**■期日前投票**

７月26日（火）～８月２日（火）
午前８時30分～午後８時
行方市役所麻生庁舎ロビー

**■立候補届出受付**

７月25日（月）
午前８時30分～午後５時
茨城県庁行政棟９階共用会議室
９０１

**■立候補届出事前審査**

７月19日（火）
茨城県庁行政棟９階共用会議室
９０１

**■定数**

６人

# 介護保険料（65 歳以上の方）本算定のお知らせ

## ■介護保険料（年額）は８月に通知します

介護保険料は、本人・世帯の市民税課税と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。
確定した保険料額と、仮徴収の暫定賦課分を差し引いた残りについて、納入通知書を８月上旬に送付します。

| （年額） | | （仮徴収） | | | （本徴収・以降の納期に振り分け） |
|---|---|---|---|---|---|
| 確定した<br>平成 28 年度保険料額 | － | 特別徴収 | 4･6･8 月 | ＝ | 10･12･2 月の３回 |
| | | 普通徴収 | 第 1･2 期 | | 第３・４・５・６期の４回 |

## ■保険料の納め方

**●特別徴収（年金からの天引き）**

65 歳以上で、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額 18 万円（月額 15,000 円）以上受けている方

・２カ月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます（老齢福祉年金からは天引きされません）。

**●普通徴収（納付書、口座振替による納付）**

特別徴収にならない方

・年度の途中で 65 歳になられた方や転入の方、または年金が年額 18 万円（月額 15,000 円）未満の方など

・納付書により、市役所または市が定める金融機関等で納めてください。納付の手間が省ける口座振替が便利です。

**●年度中に 65 歳となられた方や転入の方で，年金を年額 18 万円以上受けている方**

当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます（年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は、引き続き普通徴収となります）。

## ■普通徴収の納期限（平成 28 年度）

| 第１期 | 第２期 | 第３期 | 第４期 | 第５期 | 第６期 |
|---|---|---|---|---|---|
| ５月２日（月） | ６月 30 日（木） | ８月 31 日（水） | 10 月 31 日（月） | 12 月 26 日（月） | ２月 28 日（火） |

※保険料を滞納していると、地方税の滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担が３割になる（通常は費用の１割または２割）などの保険給付に制限が生じる場合があります。

| | |
|---|---|
| １年以上滞納 | 介護費用をいったん全額自己負担しなければサービスが受けられないようになります（申請により後から介護保険給付分（９割または８割）が戻ってきます）。 |
| １年６カ月以上滞納 | 一時的に給付の一部または全部を差し止められます。 |
| ２年以上滞納 | 未納期間に応じて自己負担（通常は費用の１割または２割）が３割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。 |

**【問い合わせ】**介護福祉課（玉造庁舎）☎ 0299-55-0111

# 後期高齢者医療からのお知らせ

## ■８月１日に「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」が更新されます

現在お使いの「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、７月 31 日までの有効期限となっています。

新しい「被保険者証」（エンジ色）は、７月中旬に簡易書留にて郵送しますので、お受け取りをお願いします。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）をお持ちの方で、引き続き交付対象となる方については、「被保険者証」とあわせて郵送します。

なお、有効期限を経過した「被保険者証」等は、お近くの市役所窓口までご返却いただくかご自身にて処分をお願いします。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、被保険者が属する世帯の全員が住民税非課税である場合に交付されます。

新しい被保険者証は**エンジ色**です

## ■平成 28 年度保険料の決定通知書および納付書を送付します

特別徴収（年金からの天引き）の該当にならない方は、７月中旬に郵送される納付書にて、保険料を納付していただくことになります。

決定通知書が届きましたら、必ず中身を確認していただき、納付書が同封されている場合は、各納期限までに納付をお願いします（口座振替をお申し込みの方は、納期限日に振替させていただきますので、残高のご確認をお願いします）。

また、特別徴収（年金からの天引き）による保険料の納付がある方については、８月中旬に決定通知書を郵送します。

**■保険料の納め方**

| 特別徴収（４月～翌年２月　隔月６回） | 普通徴収（７月～翌年２月　毎月８回） |
|---|---|
| 年金からの天引き | 納付書または口座振替 |
| 年金（遺族・障害年金を除く）額が年額 18 万円以上の方、介護保険料との合計額が年金支給額の２分の１を超えない方 | 左記に該当しない方、前年度に保険料変更があった方、平成 28 年２月以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方など |

**＊普通徴収による納付は、納め忘れがなく、手間が省ける口座振替が便利です。**

・手続きは、市内にある金融機関の本店・支店の窓口でできます。口座振替をする方の預貯金通帳およびお届け印をご持参ください。

・申込書は、市内の金融機関窓口にあります。市外の取扱金融機関に申し込みされる場合はご連絡ください。

・口座振替を希望する納付月分の前月までにお申し込みください。

**＊特別徴収による納付は、申請することで普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。**

・金融機関での口座振替の申し込み後、後期高齢者医療担当窓口で徴収方法変更の申請手続きをしてください。

・口座振替をした方の社会保険料控除に適用でき、世帯全体でみたときの住民税・所得税の負担額が少なくなる場合があります（口座名義人が被保険者本人の場合は、住民税・所得税の負担額は変わりません）。

**＊被保険者の方が関係書類等の受け取りが困難な場合は、送付先を変更することができます。**

・被保険者本人以外の住所地に郵送することができます。後期高齢者医療担当窓口にて送付先の変更手続きをしてください（届出人の身分を証明するもの・印鑑が必要です）。

**【問い合わせ】国保年金課医療グループ（玉造庁舎）☎ 0299-55-0111**

# 行方都市計画用途地域の変更について

市では、市全体の将来像や都市計画の方針、市街地における土地利用の誘導方針等を定めた「行方市都市計画マスタープラン」に基づき、本市北部に位置する上山鉾田工業団地および本市南部に位置する麻生市街地において、用途地域（※）の変更を行いましたので、お知らせします（平成 28 年 6 月 10 日変更）。

**（1）変更を行った地区**

①上山鉾田工業団地（決定面積：約 43ha）

・工業系土地利用の維持・増進を図るため、製造業など複数の企業が立地・操業している上山鉾田工業団地を、新たに工業専用地域として指定しました。

②麻生市街地（一部）（変更面積：約 129ha）

・すでに用途地域が決定されている麻生市街地の活力向上を図るため、地区の一部（第一種・第二種低層住居専用地域）を、第一種中高層住居専用地域へ変更しました。

・また、霞ヶ浦に流入する城下川の河口部周辺について、河川改修に伴う土地の形状変更にあわせて、用途地域界を変更しました。

※「用途地域」とは、人口や建物が多く分布する市街地などを対象に、建築物の用途・建ぺい率・容積率・高さなどを規制することによって、良好な環境を有する健全な市街地の形成を図るための制度です。

**【問い合わせ】都市建設課　都市計画グループ（玉造庁舎）☎ 0299-55-0111**

# 税 金 のお知らせ

## 市税の納付は口座振替が便利です

**今月の税金**

**○固定資産税　　第２期**
**○国民健康保険税　第１期**
**納付期限（口座振替日）は８月１日です。**

市では、市税の納付方法について便利な口座振替納税を推進しています。納付のために市役所や金融機関に出向く必要がなく、納め忘れがないから安全です。この機会にぜひご利用ください。

**【取扱金融機関】**＊各金融機関の全店舗、郵便局で取り扱い可能です。

常陽銀行　筑波銀行　水戸信用金庫　佐原信用金庫　なめがた農業協同組合　ゆうちょ銀行

**【申込方法】**

・取扱金融機関の窓口へお申し込みください。

・必要なもの・・・預貯金通帳、印鑑（届出印）

・口座振替依頼書は、市内の取扱金融機関および市役所各庁舎窓口にあります。

**【振替開始】**

振替開始までには、お申し込みから１カ月ほどの期間を要します。申し込み手続きを行った日の翌月以降からの振り替えになります。

## 不動産公売を９月に実施予定

市では、本年度も入札方式による差押不動産の公売を実施します。現在、９月に実施する予定で準備を進めています。

詳しい内容は、市報８月号・９月号に掲載する予定になっておりますので、そちらをご覧ください。また、公売が近くなりましたら、市ホームページ上や市役所各庁舎に配置した公売広報でもご覧いただけます。

問い合わせ　収納対策課（麻生庁舎）☎ 0299－72－0811

シリーズ　国民健康保険

# ８月は各種医療証の切り替えの時期です！

**◎高齢受給者証**

◆対象となる方

平成 28 年８月１日時点で 70 歳～ 74 歳の方

◆発送時期

７月下旬に新しい高齢受給者証（水色のカード）を郵送しますので、ご確認ください。

◆窓口での負担割合（70 歳～ 74 歳の方）

| 区分 | 負担割合 |
|---|---|
| ①昭和 19 年４月２日以降に生まれた方 | ２割 |
| ②昭和 19 年４月１日以前に生まれた方（特例措置による） | １割 |
| ①または②のうち一定以上の所得の方 | ３割 |

◆注意点

・新しい負担割合は、平成 27 年中の所得をもとにして判定したものです。

・３割の負担の方で、平成 27 年中の収入が一定の基準より少ない場合、申請により判定が変わる場合があります。

**◎限度額適用・標準負担額減額認定証**

【入院・外来ともに医療費が高額になる場合にこの認定証を提示することで、世帯の限度額までの窓口負担となります】

◆対象となる方

・70 歳未満の方（後期高齢者医療の方を除く）で、入院や高額な外来診療のために必要な方

・70 歳～ 74 歳の方で住民税非課税世帯の方

◆更新の手続き

新たに申請が必要となります。

また、70 歳～ 74 歳の方で住民税非課税世帯に該当する方には、「高齢受給者証」とともに申請書を同封しますので、必ず市役所窓口にて手続きしてください（申請場所：玉造庁舎 国保年金課、麻生・北浦庁舎 総合窓口室）。

◆注意点

・世帯に申告をしていない方がいると「上位所得者」扱いとなる場合がありますので、必ず申告を済ませてください。

・国保税を滞納されている世帯は交付されませんので、ご注意ください。

**◎特定疾病療養受療証**

◆対象となる方

現在、特定疾病療養受療証を使って治療を受けている方

◆発送時期

７月下旬に新しい受療証を郵送しますので、ご確認ください。

**【問い合わせ】**国保年金課（玉造庁舎）☎ 0299-55-0111

※行方市では、新たな自主財源の確保や地元商工業者などの活性化、市民生活情報の提供を目的に有料広告掲載の取り組みを行っています。

## マイナンバー「通知カード」の受け取りについて

総合窓口課（玉造庁舎）☎0299（55）0111

受取人が不在等の理由により配布できなかった「通知カード」を市役所で保管しています。「通知カード」は、一定期間の保存期間を経過したのち廃棄処分されることになりますので、お早めにお受け取りください。

**■保管期限**

7月31日（日）午後5時15分（市役所閉庁時間）

**■保管場所**

総合窓口課（玉造庁舎）

※通知カードを麻生庁舎・北浦庁舎で受け取りを希望される方は、前日の午前中までにご連絡ください。また、土・日曜日の受け取りを希望される場合は、休日窓口を開庁している麻生庁舎のみとなります。

※受け取りの際には、本人確認ができる運転免許証等・印鑑をご持参ください。詳しくは総合窓口課へお問い合わせください。

**■受取場所**

▽平日（午前8時30分～午後5時15分）

玉造庁舎　総合窓口課

麻生庁舎　総合窓口室

北浦庁舎　総合窓口室

▽休日窓口（土・日曜日）（午前8時30分～午後5時15分）

麻生庁舎　総合窓口室

## 生涯学習に関するアンケートにご協力ください！

生涯学習課（北浦公民館内）☎0291（35）2908

行方市生涯学習推進計画を策定するために、市民の皆さまのご意見やご要望をお伺いするアンケートを実施しています。

市内の公共施設利用者の皆さまを対象に、無記名の回答方式で実施しますので、個人に係わる情報が公表されることは一切ありません。

皆さまのご意見を、計画策定および今後の市政運営の貴重な資料として活用してまいりたいと考えておりますので、公民館、体育館、図書館にご来館の際にはご協力をお願いします。

## 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の現況届について

社会福祉課（玉造庁舎）☎0299（55）0111

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けている方は、毎年8月に現況届の提出が必要となります。提出いただいた現況届により、所得状況および現に対象者が在宅で養育または介護されているかなどの受給資格を確認します。

現況届が提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

**■提出日時**

8月8日（月）～8月31日（水）

午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日を除く

**■提出先**

社会福祉課（玉造庁舎）

総合窓口室（麻生庁舎、北浦庁舎）

## 「消費生活相談員資格」の取得に挑戦してみませんか

商工観光課（北浦庁舎）☎0291（35）2111

「消費生活相談員資格」は、消費者安全法に基づく消費生活相談員のための資格として、平成28年度から創設されました。独立行政法人国民生活センターは、登録試験機関としてこの試験を実施します。

この資格試験は、平成3年から国民生活センターで実施してきた「消費生活専門相談員資格認定試験」を兼ねています。

今年度の第1次試験は10月15日（土）で、どなたでも受験できます。受験申込みは7月29日（金）までです（消印有効）。

受験要項は、返信用封筒（A4サイズを折らずに入れられる封筒に140円切手貼付、宛先明記）を同封の上、郵便にて左記までご請求ください。国民生活センターホームページ（http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html）からもダウンロードできます。

また、若干の部数でしたら商工観光課くらし支援グループにもございますので、お気軽にお問い合わせください。

**■資料請求および問い合わせ先**

〒108-8602

東京都港区高輪3-13-22

独立行政法人　国民生活センター

教育研修部　資格制度室

☎03（3443）7855（直通）

## 花づくりを応援します ～支援団体募集～

生涯学習課（北浦公民館内）
☎0291（35）2908

花の苗や種を購入したり、スコップなどの道具類を整備したり、花壇の造成をするための費用として、支援金をお渡ししています。

●1団体・学校あたり5万円以内

**■対象経費**

（1）花壇の造成費用等（プランター、鉢等の購入費含む）
（2）シャベル等の用具の購入費用
（3）花の種・苗等の購入費用
（4）その他、花いっぱい運動に必要と認められる経費

**■応募方法**

応募用紙に必要事項を記入し、活動時や花壇の写真（3枚～5枚）と一緒に、市生涯学習課または大好きいばらき県民会議まで応募。

**■応募締切**

8月26日（金）必着

※応募書類は、大好きいばらき県民会議のホームページでダウンロードできます。

## 蚊媒介感染症（デング熱等）に注意！

茨城県保健福祉部保健予防課
☎029（301）3219

蚊媒介感染症とは、デング熱、ジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、日本脳炎、マラリアなど蚊が媒介する感染症の総称です。蚊媒介感染症を予防するためには、「蚊を発生させない対策」「蚊に刺されない対策」が重要です。

**【蚊を発生させない対策】**

蚊を減らすためには、発生源となる水たまりをなくすことが効果的と言われています。住まいの周辺に水たまり（古タイヤ、植木鉢の受け皿、雨ざらしのバケツ・じょうろなど）を作らないよう注意しましょう。

また、蚊の成虫は草やぶに潜んでいます。定期的に庭の草刈りを行いましょう。

**【蚊に刺されない対策】**

蚊が多い場所や海外の流行地（現在ジカウイルス感染症が中南米で流行中）へ出かける際は、長袖・長ズボンを着用し、できるだけ肌を露出しないようにしましょう。また虫除けスプレーを正しく使い、蚊に刺されないよう注意しましょう。

室内でも蚊取り線香や蚊帳などを使用し、蚊に刺されないよう対策を行いましょう。

※虫除けスプレーを子どもに使用する場合は、保護者の指導のもと説明書に記載されている使用回数を厳守してください。

## 不妊治療費補助金の内容が変更になりました

健康増進課（北浦保健センター内）
☎0291（34）6200

市では少子化対策の一環として、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に係る治療費を最大5万円助成しています。

今年度から、妻の年齢が39歳までは通算して6回まで、40歳から42歳までは通算して3回までと助成回数・対象が変更になりました。

詳細は健康増進課までお問い合わせください。また、治療をお考えの方、何かお困りごとがある方のご相談もお待ちしています。

## 国道355号沿いの草刈りを実施

**手賀役職会の皆さん**

手賀役職会は、手賀地区の行政関係の役職者29人で構成されており、年1回の懇談を実施し、行政間の連携強化を図っています。

今年5月の懇談で、手賀地内の国道355号沿いの雑草が伸び、通行する車から見通しが悪く事故につながっては危険との声が上がりました。

5月22日（日）、手賀地内の国道355号線沿いとその周辺の草刈りを実施しました。

参加者は、「地域のために少しでも役に立てれば」「自分たちの住んでいるところは自分たちできれいにしたい」と話していました。